

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
「(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成27年10月9日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 山形県鶴岡市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大27,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月16日
環境大臣意見受理	平成27年 9月18日
経済産業大臣意見	平成27年10月 9日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
「(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）等に基づき、地形条件等を考慮した上で調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音等による影響を回避、低減すること。

(2) 風車の影の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、供用時の風車の影に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による影響を回避、低減すること。

(3) 水環境に対する影響

風力発電設備等の設置位置として尾根部を想定していることから、工事中の土砂

や濁水の流出に伴う水環境への環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路や無立木地等を活用することにより工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避、低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、クマタカ等の希少猛きん類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の飛翔コースとなっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。また、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域内には、八森山レクリエーション広場及びつるおか森の散歩道が存在し、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住民、管理者、利用者等からの意見を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査を行い、事業実施による直接改変及び利用環境の変化の程度を予測し、それらがもたらす影響を評価するとともに、影響を回避、低減すること。